

第2章 いきいきと生活するために

第1節 教育の充実

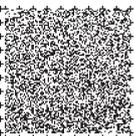
現状と課題

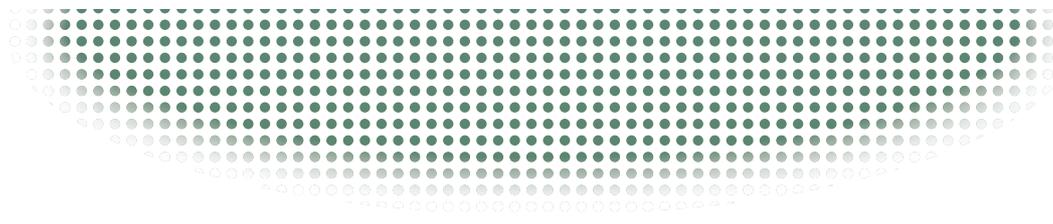
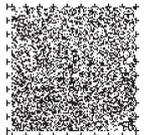
- ◆平成19年4月から特別支援教育が開始され、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点から、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び必要な支援が行われています。また、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されています。
- ◆さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。
- ◆幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等における特別支援教育の体制整備は、一定程度進みつつありますが、特別支援教育の理念の実現という観点からは、さらなる質的充実を図る必要があります。
- ◆障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を促進するため、交流及び共同学習を計画的、組織的に行うこと、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズを踏まえた効果的な取組を推進することが重要となっています。
- ◆障害の重度・重複化に伴い、特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しています。校内における医療的ケアの実施体制の整備が必要です。
- ◆障害のある児童生徒の社会的自立を図るためには、将来の自立した姿を見据えた適切な進路指導を行うことが重要です。キャリア教育・職業教育を充実させるため、教育、福祉、労働等の各関係機関と連携した取組と専門的な指導の充実が一層求められます。

施策の方向

①特別支援教育推進のための教育環境整備

- ◆通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を、学習支援室に配置した教員を活用し、教室や学習支援室において指導することによって、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う校内支援システム等の構築を目指します。
- ◆特別支援学校に在籍する児童生徒が希望に応じて居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を行い、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における特別支援教育に関する理解促進を図ります。



- 
- 
- ◆障害のある児童生徒の教育的ニーズに的確に対応した専門的な指導や学級運営のあり方，教育相談への対応，関係機関との連携などについての的確に対応できるような教員の研修内容の充実を図ります。
 - ◆平成22年2月に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画」に基づき，ハード・ソフト両面にわたる教育環境整備を着実に進めます。

②市町村における特別支援教育の総合的な推進

- ◆発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のため，各市町村における支援体制を整備し，特別支援教育を総合的に推進します。
- ◆市町村等教育委員会の職員等に対する各種研修の充実を図ることにより，共に学ぶ教育に関する理解促進を図るとともに，障害のある児童生徒の教育的ニーズに的確に対応した就学支援を行うための資質の向上を図ります。

③共に学ぶ教育に関する理解の促進

- ◆障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し推進するために，研修等を通じて市町村等教育委員会や学校の教職員，地域社会における理解促進を図ります。

④特別支援学校のセンター的機能の充実

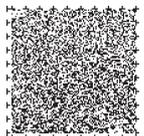
- ◆障害のある幼児児童生徒が在籍する保育所，幼稚園，小・中学校，高等学校等への支援充実のため，特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能強化を図ります。

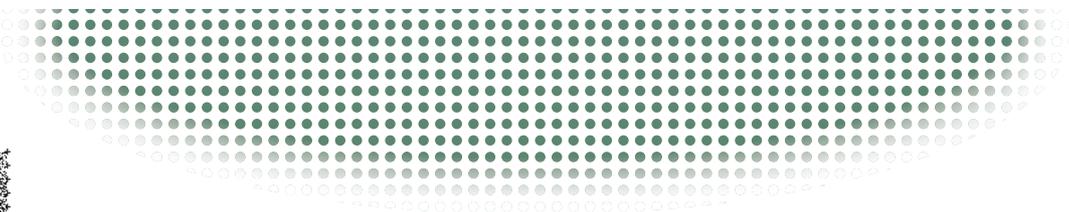
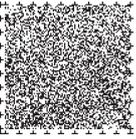
⑤特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備

- ◆特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒の学習の機会を保障し，安心して学ぶことができる教育環境の整備を図ります。

⑥キャリア教育の充実

- ◆障害のある児童生徒が自己の学習上の課題や社会生活上の困難さについての認識，理解を深め，課題達成に向けた能力や対処方法を身に付けるとともに，職業適性の幅を広げていくため，児童生徒のニーズをもとにした個別の教育支援計画を活用し，各関係機関との連携を図ります。
- ◆職場体験活動の機会を拡大したり，体系的なソーシャルスキルトレーニングを導入することにより，児童生徒が自己のあり方，生き方を考え，主体的に進路を選択することができるように適切な指導や支援を行います。





第2節 雇用・就労の促進

1 雇用・一般就労の促進

現状と課題

- ◆障害のある人の就労意欲や能力に応じた雇用機会の拡大のため、平成21年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正が行われたほか、新たな「障害者雇用対策基本方針」（平成22年度から平成24年度まで）が策定されました。また、国の「福祉から雇用へ」の方針のもと、障害のある人の経済的自立に向け、障害のある人の一般就労及び一般就労に向けた支援に一層取り組む必要があります。
- ◆平成22年6月1日現在の県内の民間企業（労働者56人以上）における障害のある人の雇用率は1.62%と、前年を0.05ポイント上回り過去最高となったものの、全国平均（1.68%）を0.06ポイント下回り、法定雇用率1.8%に達していません。また、平成20年秋以降の世界同時不況の影響等により減少していた民間企業に雇用されている障害のある人の数は、増加に転じました。
- ◆また、平成22年6月1日現在の地方公共団体における障害のある人の実雇用率は、県の機関で2.34%、市町村の機関で2.27%（法定雇用率はいずれも2.1%）、県等教育委員会の機関で1.79%（法定雇用率2.0%）となっています。
- ◆雇用が進まない、あるいは離職する理由には、一般に雇用する側の障害のある人の雇用の経験や情報不足からくる不安、また、職場環境や人間関係に起因するミスマッチ等があり、これらの解消に努める必要があります。
- ◆特別支援学校（高等部）卒業後の進路は、就労を希望する生徒本人の意向を尊重し、また適性に応じた仕事等に従事できるよう、引き続き関係機関との連携した支援が必要です。

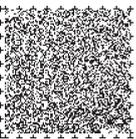
施策の方向

①啓発活動の推進

- ◆毎年9月の「障害者雇用支援月間」に障害者雇用支援のつどいを開催するなど、県民、事業主等に対し理解を促すため、障害のある人の雇用について啓発を図ります。

②障害者雇用率の向上

- ◆地方公共団体等の機関における雇用率を高めるとともに、民間企業における法定雇用率達成のための広報啓発活動を強化し、雇用の場の拡大に努めます。
- ◆県職員の採用に当たっては、これまでも身体障害のある人を対象とした採用選考考査を実施してきており、その中で手話通訳や点字による考査を行ってきたところですが、引き続き障害のある人の受験機会の拡大を図るとともに、市町村職員への障害のある人の雇用についても、宮城労働局と連携を図り、働きかけを行います。



③障害のある人の雇用・一般就労のための支援

- ◆一般就労を希望する障害のある人が県庁等の職場で事務等を経験することにより、就職に向けた社会人としてのマナーや職業能力の向上が図られるよう支援します。
- ◆県内の各障害保健福祉圏域に設置され、障害のある人の就労の相談から職場定着に至るまでの支援を一貫して行う「障害者就業・生活支援センター」の相談能力等の向上のため、セミナーや研修会等を開催するとともに、各センター間の連携を進め、すべてのセンターの支援機能の向上を図ります。
- ◆また、「障害者就業・生活支援センター」を中心に一般就労の場を確保するため、企業等の開拓に取り組みます。
- ◆障害に対する理解促進のために、障害者就職面接会や職場適応訓練委託事業所訪問等の機会を捉えて、雇用主との意見交換を行います。
- ◆障害のある人の雇用の促進及び安定を図るため、宮城労働局と連携して、障害者雇用優良事業所知事表彰制度などを活用して、障害の特性に配慮した仕事を確保するなど障害のある人の能力を十分に引き出す取組を行う事業所を増やします。
- ◆一人でも多く障害のある人が就職できるように、宮城労働局と連携して、事業所への雇用要請による求人確保・拡大に努めるとともに、障害者合同就職面接会及び雇用促進セミナーを開催し、障害のある人の就職を支援します。
- ◆就職している障害のある人で、模範的な職業人として業績を上げている人を表彰することにより、障害のある人の就職意欲を喚起します。
- ◆積極的に障害のある人を雇用している県内の中小企業から物品及び役務を調達することにより、雇用・一般就労の促進を図ります。

障害者雇用率の推移

【民間企業】 法定率1.8%

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
宮城県	1.51	1.44	1.51	1.56	1.57	1.58	1.57	1.62
全国	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68

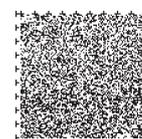
【地方自治体】

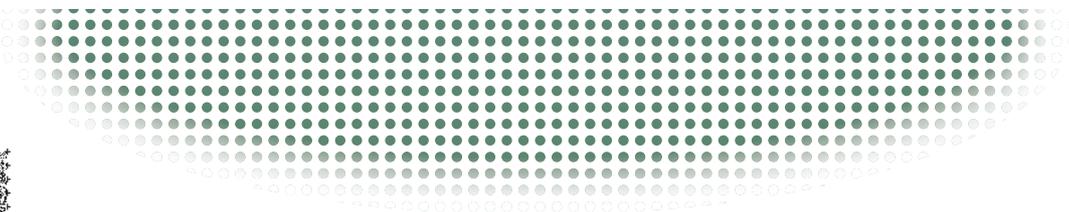
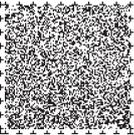
知事部局 法定率2.1%

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
宮城県	2.24	2.19	2.20	2.22	2.29	2.44	2.34	2.34
全国	2.49	2.28	2.34	2.38	2.43	2.45	2.49	2.52

教育委員会 法定率2.0%

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
宮城県	1.19	1.36	1.43	1.44	1.51	1.62	1.87	1.79
全国	1.24	1.33	1.39	1.41	1.51	1.58	1.70	1.77





2 福祉的就労の促進

現状と課題

- ◆就労に意欲的ではあっても、直ちに一般就労することが困難な場合があるという現実を踏まえ、すべての障害のある人が地域で自分らしく生活するために、就労支援事業所で働く障害のある人の工賃水準を引き上げることが重要です。
- ◆平成19年度に策定した「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」の目標平均工賃月額（27,000円）に対し、平成21年度末の実績は、厳しい経済情勢を反映し、14,464円にとどまっており、引き続き工賃向上に向けた取組が必要です。

施策の方向

①啓発活動の推進

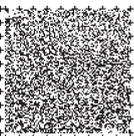
- ◆9月の「障害者雇用支援月間」及び12月の「障害者週間」にあわせ、県庁ロビーにおいて県内の就労支援事業所の活動を紹介するとともに、作成した商品等の展示販売を行う「働く障害者ふれあいフェスティバル」を引き続き開催し、県民の理解と障害のある人の働く意欲を喚起します。

②障害のある人の福祉的就労のための支援

- ◆一般就労が困難な障害のある人に対する就労促進のために、地域の身近な場所に就労支援事業所の整備を引き続き推進します。また、小規模作業所の円滑な新体系サービスへの移行を支援します。
- ◆就労支援事業所から積極的に物品及び役務を調達することにより、福祉的就労の場における活動の活性化を図ります。

③工賃向上のための支援

- ◆工賃の引上げを目的に平成19年度に策定した「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」に基づき、就労継続支援B型事業所等が「工賃引上げ計画」を策定するために必要なアドバイザーの派遣や、策定した計画等を実践するための経営コンサルタント等の派遣を引き続き行います。
- ◆工賃引上げの好事例の発表の場を設け、事業所職員等の意識改革とともに、他の事業所等へノウハウ等の普及浸透を図るための研修会等を開催します。
- ◆就労継続支援B型事業所等における工賃の引上げには、新商品の開発や商品の販路拡大が必要であることから、事業所等にこれらの業務に従事する人員を配置する等の支援を行います。
- ◆県庁18階において就労支援事業所が営業するレストランを設置し、公共施設における就労の場を提供するとともに、授産製品等の情報発信を支援します。
- ◆授産製品等の共同（大量）受注や共同販売に応えられるよう、共同受注体制を強化し、授産製品の販路やサービス提供先の拡大を支援します。



宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画

県内の就労継続支援事業所等で働く障害のある人の工賃の向上を目的に平成20年3月に策定した計画。計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間。

計画当時の平均工賃月額（約13,000円）を倍増する目標（27,000円）を掲げ、コンサルタントの派遣や「工賃引上げ計画」の策定支援など、計画を踏まえた支援を実施。

計画対象施設は、就労継続支援B型事業所及び授産施設。

みやぎ みんなで工賃UP!
倍増 PLAN
27000

「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」ロゴマーク
※「27000」は、目標とする平均工賃（月額）

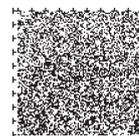
県庁18階「レストランぴあ」オープン

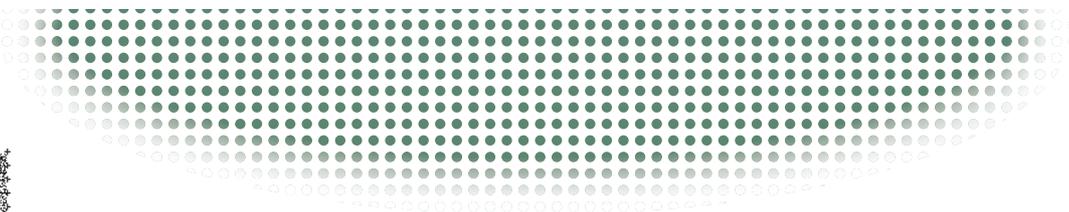
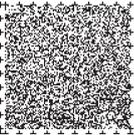


指定障害福祉サービス事業所
(就労継続支援事業B型)

- スタッフ 15人
- 支援員 5人
- 座席数 70席

平成22年11月22日オープン





3 雇用・就労のための能力開発の推進

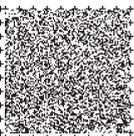
現状と課題

- ◆障害のある人の就労意欲の高まりが見られる一方、仕事に就くこと自体の不安や自分に合う仕事かどうか等、就労に対して不安を持っている人も数多くいます。このような不安を少しでも解消し、自信を持って臨むことができるよう、資格の取得やスキルアップ等の支援を引き続き行っていく必要があります。
- ◆障害のある人の就業や職業的自立を促進するためには、教育関係機関、社会福祉関係機関、ハローワーク、職業訓練機関などの関係機関が相互に連携し、就業に向けての相談、職業能力等の評価、職業訓練、職業指導、就職後の定着支援まで、障害のある人の能力及び適性や障害の状況に応じた一体的な支援等の連携施策を着実に展開していくことが求められています。
- ◆情報通信技術は、障害のある人の情報入手や意思伝達の手段のみならず、システムエンジニアやプログラマーをはじめ一般事務においても、その活用スキルは就労に際し幅広く求められることから、引き続き情報通信技術の活用能力のスキルアップに取り組む必要があります。
- ◆県民や企業に対する障害のある人の職業能力開発への理解を深めるとともに、障害のある人の技能向上と意欲の高揚を図るため、障害者技能競技みやぎ大会を共催し、優秀者を全国障害者技能競技大会（アビリンピック）に推薦しています。

施策の方向

①職業能力開発の促進

- ◆宮城障害者職業能力開発校において、就業に必要な職業能力の開発・向上を図るため実技を主体とした職業訓練を実施するとともに、就業を促進するため、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化し、実習協力企業の開拓、当該企業における訓練生の実習等を通じて企業との信頼関係の構築を図ります。
- ◆知的障害のある人を対象としたホームヘルパー2級及び3級養成研修を引き続き実施し、資格取得の支援及び就労意欲の向上を図ることにより、職域開拓及び雇用の実現を図ります。
- ◆精神障害のある人については、障害のある人の就労に理解のある事業所等（職親）において、仕事や対人関係を通じた指導等を行うことにより、再発防止と社会的自立を促進します。
- ◆障害のある人へのITの普及定着を推進する「みやぎ障害者ITサポートセンター」において、引き続き就労に向けたIT研修や相談対応を行うことにより、就労支援を図ります。
- ◆発達障害のある人の職業的自立を促進するため、職業能力開発に取り組みます。また、企業等における発達障害に対する理解の促進を図り、企業ニーズと個々の特性を一致させるための就業支援を関係機関と連携し、一体的な取組体制を構築していきます。
- ◆特別支援学校間の連携を強化し、職場の開拓及び生徒の実習受入先の開拓を行う機能の充実を図ります。このことにより、職場や実習内容に関する情報と実習体験の場を提供し、生徒一人一人のニーズに応じた就労に向けた支援を行います。



第3節 スポーツ・レクリエーションや芸術文化活動の振興

1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

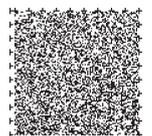
現状と課題

- ◆スポーツ・レクリエーションは、障害のある人自身の心身の機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の促進という視点からも大きな意味を持っています。また、障害のある人とない人とがこれらの活動を通じて交流することにより相互の理解は一層深まり、障害のある人の社会参加を大いに促進します。
- ◆障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動は広がりを見せているものの、施設や指導者が身近にいない等の制約により、参加の意思がありながら、これらの活動に参加できずにいる人もいることから、このような制約を解消し、スポーツ・レクリエーション活動の機会をより増やしていく取組が必要です。

施策の方向

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ◆障害のある人の健康増進やスポーツの振興等のための施設である宮城県障害者総合体育センターや宮城県身体障害者福祉協会が管理運営する温水プールの有効活用を引き続き図ります。
- ◆障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進とともに、障害の特性に応じて適切な指導ができるスポーツ指導員を養成・確保し、障害者スポーツへ参加する機会の充実を図ります。
- ◆障害のある人のレクリエーション活動を振興し、仲間づくりを支援します。
- ◆障害者スポーツ振興の役割を担う、各種の障害者スポーツ団体の活動を支援します。
- ◆競技スポーツ及びレクリエーションとしてのスポーツの振興を図るため、「全国障害者スポーツ大会」などの大会への選手派遣をはじめ、県主催の障害者スポーツ大会の開催や、各種障害者競技団体が行う大会の支援を行います。
- ◆レスパイト機能等を備えるなど、様々なニーズに対応した心身障害者保養施設「七ツ森希望の家」の機能の充実を図ります。



2 芸術文化活動の振興

現状と課題

- ◆芸術文化活動は、スポーツ・レクリエーション活動と同様に、心身の機能訓練や生きがいの創造に大きく寄与しており、これらの活動を通じ多くの人と接し交流することにより、社会参加の促進が図られます。
- ◆近年、障害のある人が芸術家として活躍する姿が報じられるなど、障害のある人の芸術活動への注目が集まってきていますが、一部の活動にとどまっていることから、より多くの人に取り組むことができるよう、障害のある人の芸術・文化活動を推進する必要があります。
- ◆音楽や芸術の分野で障害の有無にかかわらず参加できる「とっておきの音楽祭」での活動がきっかけとなり、音楽分野で活躍を続けている障害のある人も多くいることから、障害のある人の社会参加が促進されるような文化活動の場を広げていく必要があります。

施策の方向

①芸術文化活動の振興

- ◆障害のある人が、書道や写真等創作活動を始める契機として、また、作品発表の場として作品コンテストを引き続き開催します。
- ◆障害のある人の芸術文化活動の場の確保や県民の障害に対する理解の促進に大きく貢献している「とっておきの音楽祭」の開催を引き続き支援します。

